

資料2

富士河口湖町宿泊税検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士河口湖町における宿泊税に関する調査検討を行うため、富士河口湖町宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宿泊税の導入に関すること。
- (2) 宿泊税制度の在り方に関すること。
- (3) 宿泊税の充当事業の整理や宿泊税を財源とした新たな施策に関すること。
- (4) 事業者等への影響調査・対応に関すること。
- (5) 関係機関の情報収集に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、宿泊税の在り方の検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光関係団体に所属する者
- (3) 宿泊関係団体に所属する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を進行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員報酬等)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、富士河口湖町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年富士河口湖町条例第40号)第2条及び第3条の規定を適用する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、観光課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。